

介護保険料を納め忘れていませんか？

介護保険料は「年金からの天引き」ができなくなることがあります。その時は、「納付書（納付通知書）」が送付されています。「納付書」は、銀行などの窓口で直接、保険料をお支払いするものです。「納付書」がお手元に届いたときには、納期限までに忘れず納付ください。

◇ 納付忘れにならないために 口座振替をおすすめします。

年金天引きができなくなった場合でも、一度手続きをしておけば、毎年自動的に継続されるので、納め忘れの心配がありません。

口座振替の手続きは、指定の金融機関窓口で申し込むことができます。



◇ 納付し忘れたままにしていると・・・

■ 督促状の送付 ～ 納期限を過ぎ、後志広域連合から「督促」を受けます。
※納め忘れの場合は、お手元の納付書で速やかに納付しましょう。

↓ 【そのまま 納付しないで、滞納していると・・・

■ 1年以上の滞納保険料があると・・・
介護サービスを受けた費用をいったん全額自己負担します。（償還払いへの変更）
※7割～9割相当分は後ほど後志広域連合から払い戻されます。

■ 1年6ヵ月以上の滞納保険料があると・・・
保険給付を一時差し止められ、その中から滞納している分が差し引かれます。
※本来であれば、後志広域連合から払い戻されるはずの給付費（7～9割相当分）が差し止められ、滞納が続く場合は、差し止められた額から保険料が差し引かれます。

■ 2年以上の滞納保険料があると・・・
滞納期間に応じて介護サービス費用の自己負担割合が3割または4割に引き上げられます。
※介護保険料の未納期間に応じて、本来1～3割である利用者負担が引き上げられたり、高額介護サービス等が受けられなくなったりします。



◇ 新型コロナウイルス感染症の影響により介護保険料の納付が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したこと等により介護保険料の納付が困難となられた場合、介護保険料が減免される制度があります。

○ 対象となる方（次の1又は2のいずれかに該当する場合）

1. 第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合
2. 第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の事業収入等（事業、不動産、山林、給与の収入）の減少が見込まれ、次のア及びイの全ての要件に当てはまる場合
 - ア 主たる生計維持者の事業収入等の減少額（保険金や損害賠償金等で補てんされた収入を控除した額）が令和元年の事業収入等と比べて10分の3以上
 - イ 減少する事業収入等に係る所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下

○ 減免の申請については、各町村介護保険担当窓口へ

広域連合だより

発行 後志広域連合 総務課
〒044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
TEL 0136-55-8010 FAX 0136-22-4466
メール soumu@shiribeshi-kouiki.jp
ホームページ http://www.shiribeshi-kouiki.jp/

第30号 令和3年1月

国民健康保険課からのお知らせ

◇ セルフメディケーションとOTC医薬品の普及について

・セルフメディケーションとは

「セルフメディケーション」とは、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当すること」を意味します。健診などで自分の身体の状態を定期的に把握することや、軽い体調不良には、OTC医薬品（市販薬）を活用して自分自身の健康維持や病気の予防・治療にあたることもセルフメディケーションの一つです。

・OTC (Over The Counter) 医薬品とは

薬局やドラッグストアなどにおいて処方箋なしに購入できる医薬品のことです。今までは「市販薬」等と呼ばれていましたが、2007年より呼称が統一されました。これに対して、医師が処方する医薬品は「医務用医薬品」と呼ばれます。



◇ 薬を適切に管理しましょう

・ポリファーマシーとは

ポリファーマシーは必要以上の薬剤が投与されている、または不必要な薬剤が処方されていることで、薬物の有害リスクの増加や誤った方法での服用（服薬過誤）などの問題を引き起こす可能性がある状態を指します。高齢になると病気の数が増え、受診する医療機関が複数になることで薬が増える原因となっています。



・薬の情報を一冊のお薬手帳にまとめましょう

ポリファーマシーを解決するための方法として、薬剤の管理を行える「お薬手帳」があります。ポリファーマシーを解決するためには、ただ処方する薬の数や量を減らせばいいというわけではありません。気になる症状があっても、急に薬をやめると症状が悪化したり、思わぬ副作用がでることがあります。薬を処方する医師、調剤をおこなう薬剤師をはじめとした医療にかかわるそれぞれの専門家と情報を共有することが重要です。そのためにも、お薬手帳は一冊にまとめ、受診する際には必ず持参し、かかりつけの医師や薬剤師を積極的に利用するなどして、服用している薬について情報共有を行いましょ。



◇ 医療費通知を送付しています

医療費通知は、確定申告の医療費控除の添付書類としても使用可能です。送付月は下記のとおりですが、12月診療分は確定申告の期限に間に合いませんので、ご自身で領収書をご用意してください。
送付月 6月（01～03月診療分）・9月（4～6月診療分）・12月（7～9月診療分）
2月（10～11月診療分）・3月（12月診療分）※再発行できませんので注意してください。

◇ 整骨院・接骨院への受診に係る照会にご協力ください

医療費適正化の一環として、国民健康保険で整骨院・接骨院を受診された方に、受診内容の照会をする場合がありますので、照会状が届いた方は回答への協力をお願いします。

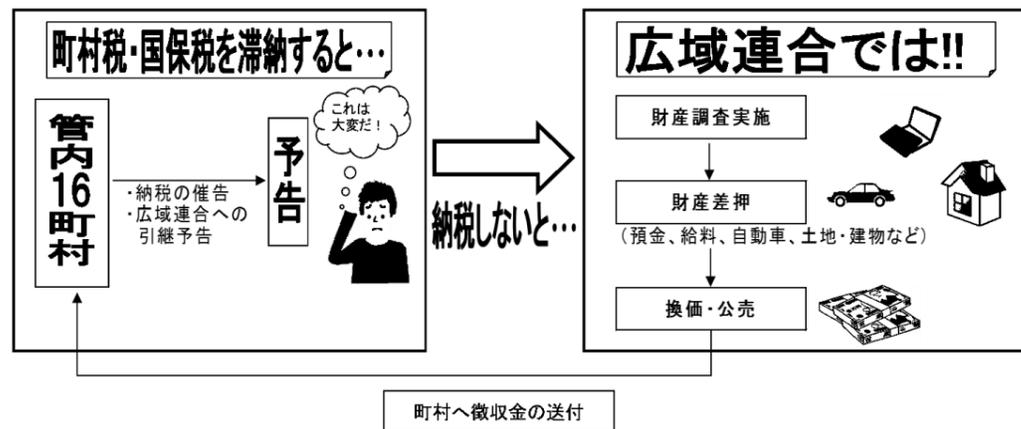
【次の業者へ委託しています】（株）大正オーディット 健康保険事務センター

東京都世田谷区玉川2-21-1 二子玉川ライズ7F 電話 03-6805-6281



◇ 広域連合では悪質な滞納者に厳しく滞納処分を実施します。

町村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税は、町村にとって貴重な自主財源です。財源が不足すると、住民サービスに影響を及ぼしかねません。また、ほとんどの納税者は納期内納税を行っていただいております、このような納税者が報われる（正直者が馬鹿を見ない）社会を実現するためにも、高額・長期の滞納者や納税の意志が見られない悪質な滞納者は、町村から後志広域連合に税金の徴収業務が引き継がれます。後志広域連合では、引き受けた滞納者について、速やかに徹底した財産調査や捜索を行い、財産が判明した場合は、厳しい滞納処分（差押え）を実施します。



◇ 滞納処分（差押え）を実施します。

後志広域連合では、調査により債権（預金・給料・生命保険等）、動産、自動車（タイヤロックの装着）、不動産（土地・建物）が判明した場合は、直ちに滞納処分（差押え）を行います。

自動車の差押え
(タイヤロックの装着)



◇ 差押財産の公売（換価）を実施します。

差押えた債権については、後志広域連合が取立てを行い、換価代金を滞納税に充当します。また、差押えを行った動産、自動車、不動産（土地・建物）については、インターネット公売（ヤフージャパンの官公庁オークション）などを利用した公売（換価）処分を行い、換価代金を滞納税に充当します。なお、インターネット公売は全国の公共団体等が出品していて、どなたでも参加できます。

※ インターネット公売についての詳しい内容は、「YAHOO! 官公庁オークション」のホームページをご覧ください。（<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/>）

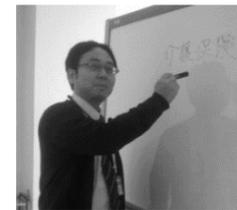
介護保険料に関する「なぜ？どうなるの？」をまとめました。この他に、わからないことがありましたら、介護保険課（TEL0136-55-8013）までお問い合わせください。



自分は健康で年金が無いのに保険料が徴収されるのはなぜ？



介護保険は、介護の負担を社会全体で連帯して支え合う社会保険制度です。本人の希望やサービスを利用するしないにかかわらず、原則として40歳以上のすべての方が加入する、法律で定められた保険です。年金の受給有無に関わらず原則、65歳以上の全ての方が徴収されます。40歳～64歳までの方は健康保険料に介護保険料分が上乗せされ納付していただいております。



集められた保険料の使い道はどうなっているの？



介護サービス利用時の自己負担（所得に応じて1～3割負担）を除き、介護サービス費の提供に必要な経費（介護給付費等）のおよそ半分が公費、残りの半分が介護保険料でまかなうと定められております。介護保険料の使い道としては、要介護・要支援の方が利用された介護（介護予防）サービスの保険給付分の支払いや、地域包括支援センターが中心となって実施する介護予防事業や地域支援事業の運営のために使われます。

第8期介護保険事業計画策定のための日常生活圏域ニーズ調査・在宅介護実態調査にご協力いただきありがとうございました。さて、介護保険は、40歳以上の人たちがみんなで保険料を負担し合い、介護が必要な人たちの介護サービス費を賄う公的な保険です。介護を使う人も使わない人も収入に応じて平等に負担する保険です。介護が必要な人たちをみんなで支え合う保険ということから、国民健康保険・後期高齢者医療制度などの健康保険と同じような制度ですので、介護保険料の納付にご協力をお願いいたします。